

リニューアル！メニューが大幅に変更となりました。
旧様式や旧メニューでは申請の受付ができません。必ずご一読ください。

令和7年度 公益財団法人岐阜県教育文化財団 アーツ・クリエイションぎふプログラム 岐阜県文化支援助成金募集要項

申請期間 令和7年4月1日(火)から令和7年5月7日(水)まで

(郵送の場合は、当日消印有効)

公益財団法人岐阜県教育文化財団「アーツ・クリエイションぎふ」では、県内文化活動の活性化による文化的風土の形成を目的として、県内の文化団体等が行う文化活動事業に対して助成を行っています。

助成を希望される場合は、説明をよくお読みのうえ、申請してください。

助成対象事業の実施期間 ※メニューによって期間が異なります。

活動支援：令和7年4月1日(月)から令和8年2月1日(日)まで

伴走型支援：令和7年9月1日(水)から令和8年2月1日(日)まで

目次

はじめに・申請について……	1
【2から14は、全ての事業に共通する事項です。必ずお読みください】	
1. 助成対象となる事業……	2
2. 助成対象となる文化団体……	2
3. 助成対象外となる事業……	3
4. 助成事業であることの明記について……	3
5. 申請に必要な書類について……	3
6. 審査・助成額について……	4
7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について……	4
8. 実績報告書の提出について……	5
9. 額の確定について……	5
10. 助成金の支払いについて……	5
11. 会計書類の保存について……	5
12. 立ち入り調査又は報告について……	5
13. 交付決定の取消し、助成金の返還について……	6
14. 助成金手続きの流れ……	7
15. 各助成メニューの説明……	8
(1-1) 活動支援事業公演型・展示型【一般・青少年】……	8
(1-2) 活動支援事業公演型・展示型【障がい者・広域団体】……	10
(1-3) 活動支援事業育成型……	13
(2) 伴走型支援事業……	15
16. 提出書類の記入例……	18～

<別冊> 令和7年度アーツ・クリエイションぎふプログラム岐阜県文化支援助成金様式集

【お問い合わせ】公益財団法人 岐阜県教育文化財団 アーツ・クリエイションぎふ
〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階
TEL 058-233-8161 FAX 058-233-5811
URL <https://www.g-kyoubun.or.jp>

はじめに

○助成金の趣旨

公益財団法人岐阜県教育文化財団では、県内文化活動の活性化による文化的風土の形成を目的として、県内の文化団体等が行う文化活動事業に対して助成を行ってきました。

県内文化活動のさらなる発展に向けて、公益財団法人岐阜県教育文化財団内に文化団体の活動を支援する「アーツ・クリエイションぎふ」を設置します。アーツ・クリエイションぎふでは、新たにアドバイザーボード（外部有識者等）による相談体制を備えた伴走型支援の助成金メニューを設けます。

伴走型支援メニューにおいては、福祉、教育等他分野との連携等により、地域や社会的な課題解決に資するような文化活動事業について、アドバイザーボードから適宜助言等を受け、事業のブラッシュアップを図ります。

このほか、活動支援事業として、県内で実施する公演・展示等や青少年を対象とした後継者育成活動への助成も行い、県内文化団体の活動を支援しています。

活動支援事業（従来の助成事業）

県民の文化資質の向上及び文化活動の促進を図るため、県内で実施する文化事業

伴走型支援事業

地域文化や資源を活かした創造的な活動により地域や社会的な課題解決に資する可能性がある事業

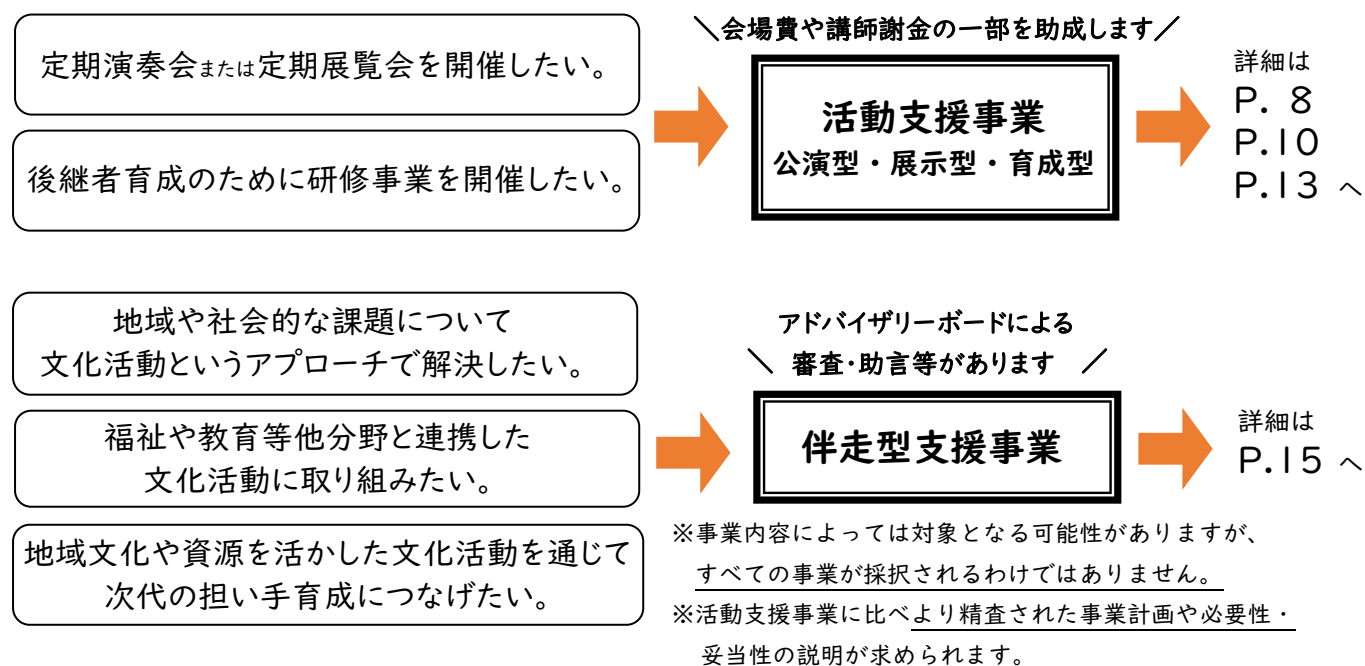
○アーツ・クリエイションぎふとは

県内の文化団体の育成・支援を中核事業とし、アドバイザーボード等による伴走型支援助成金の他、活動支援助成金、文化施設における公演等の情報発信等を実施します。

申請について

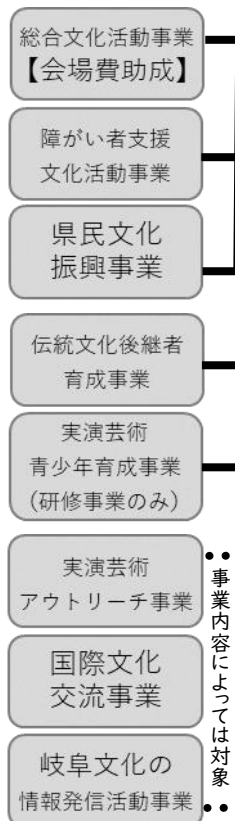
下記を参考に申請するメニューを選択してください。

なお、各メニューに共通する事項については、P.2～7に記載していますので、そちらもご確認ください。



1. 助成対象となる事業

令和6年度までの
助成メニュー



メニュー	想定する文化活動例	上限額【最大】 助成率	助成対象経費
(1) 公演型	県内の公立文化施設で行う公演活動 ▶ 詳細は、一般・青少年→P.8へ 障がい者・広域団体→P.10へ	一般:20万円	下表A
		青少年、障がい者:40万円	青少年:下表A 障がい者:下表B
		広域団体:60万円	下表B
		10/10以内	—
(2) 展示型	県内の公立文化施設で行う展示活動 ▶ 詳細は、一般・青少年→P.8へ 障がい者・広域団体→P.10へ	一般:10万円	下表A
		青少年、障がい者:20万円	青少年:下表A 障がい者:下表B
		広域団体:30万円	下表B
		10/10以内	—
(3) 育成型	青少年を対象とした研修等の後継者育成活動 ▶ 詳細は、P.13へ	20万円 10/10以内	下表C
(2) 伴走型支援	・地域文化や資源を活かした活動 ・教育福祉等他分野と連携した活動 ・次代の担い手育成につながる活動 ★地域や社会的な課題解決に資するような事業内容である必要があります。 ▶ 詳細は、P.15へ	200万円 2/3以内 アドバイザーボードが事業内容を審査します。不採択となる場合や交付決定額が申請額より減少する可能性があります。	下表B

※活動支援事業、伴走型支援事業において申請できるのは、それぞれ1団体1件です。
(活動支援事業における重複申請不可。)

助成対象経費 ※詳細は、それぞれのメニューの説明で確認してください。

A	会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)の経費の一部 ※公演・展示等の当日及び前日仕込み・リハーサル、翌日の撤収を同一の会場で行う場合に限る。
B	謝金、旅費・宿泊費、文芸費、音楽費、舞台設営費、会場設営費、会場費、宣伝費、通信運搬費、印刷費、配信費、著作権料、その他事業運営費
C	外部講師謝金、外部講師旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、楽器借料、楽譜料の一部

2. 助成対象となる文化団体

本助成制度に共通する、基礎的な必要条件です。詳細は、各メニューの説明で確認してください。

- (1) 岐阜県内に活動の本拠を置いていること
- (2) 10人以上の会員を有すること
- (3) 組織的かつ継続的に文化活動を行っていること
- (4) 代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと
- (5) 特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと

例: 高校の生徒、大学・専門学校の学生、特定の会社の社員等のみで組織された団体は不可。

※過去5年以内に当財団助成金(他の助成金を含む)にて虚偽の報告等により取消しとなった団体は、申請することができません。

3. 助成対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業に対しては助成できません。

- (1) 営利を主目的とするもの
- (2) 特定の政治または宗教活動及び主義主張の浸透を図るもの
- (3) 信義則に反する活動または公序良俗に反する活動である場合
- (4) 企業、職域団体等の団体内の活動である場合
- (5) 個展、会員展、クラブ発表会等、特定の構成員のみによって行われ公開性を欠くもの
- (6) 他に岐阜県(岐阜県の出資に係る財団法人、社団法人または特殊法人を含む)または国からの助成を受けて実施する事業
- (7) 市町村及び市町村が出資する財団法人等が実施するまたは主催となる事業
- (8) 県外の施設で開催される事業(「伴走型支援事業」は除く。)
- (9) その他財団が特に定めるもの

4. 助成事業であることの明記について

本助成事業に申請する事業には、チラシ・プログラム・チケット等に当財団の助成事業であることを明記してください。

○記載例 『(公財)岐阜県教育文化財団「アーツ・クリエイションぎふ」助成事業』または
『助成 (公財)岐阜県教育文化財団「アーツ・クリエイションぎふ」』

※助成金の交付決定前にチラシ・プログラム・チケット等を準備する場合は、『(公財)岐阜県教育文化財団「アーツ・クリエイションぎふ」助成事業 申請』としてください。

※助成金の申請をもって「公益財団法人岐阜県教育文化財団」の後援名義の使用が許可されるものではありません。後援名義の使用を希望される場合は、別に使用申請書を提出してください。

5. 申請に必要な書類について (下記の書類を申請期間内に提出してください。)

記入例を参考にしてください。

1. 申請書 (別記第1号様式(共通))

2. 収支予算書 (別紙様式1)

<予算書の作成に関する注意事項>

○申請する事業に関するもののみ抽出し記入してください。団体全体の予算書ではありません。

繰越金、慶弔費など団体運営のための経常的経費は対象外です。

○助成対象経費となる経費をよく精査してください。過大な見積もりは、助成金全体の交付率に影響し、結果的に交付金額の減少になります。

3. 調査票 (別紙様式2) ※事業内容、事務会計の担当者の連絡先は必ず記載してください。

4. 事業計画書 (別紙様式3)

5. 課題解決提案書 (別紙様式4) ※「伴走型支援事業」のみ必要

6. 後年事業計画書 (別紙様式5) ※「伴走型支援事業」のみ必要

7. 規約・定款 過去に交付実績のある団体でも、必ず提出してください。既存のもので結構です。

任意団体にあつては規約を、法人にあつては定款を提出してください。(申請団体の組織体系等が分かる資料が必要です。)

8. 会員名簿 団体の全員の氏名・居住地（市町村名まで）等の一覧表。既存のもので結構です。

9. チェックリスト①（別紙様式6）

10. 講師経歴（任意様式） ※「活動支援事業育成型」のみ必要

※その他参考となる資料がありましたら、添付してください。（前回のチラシなど）

※申請書に記載された氏名・住所・電話番号は、本助成金の審査、交付等に係る通知などに使用するほか、当財団が主催する事業をお知らせする場合に使用することがあります。

所定申請書類一覧（「○」の書類を提出してください）

助成メニュー 必要書類	(1-1), (1-2) 活動支援事業公演型・展示型 【一般・青少年】【障がい者・広域団体】	(1-3) 活動支援事業育成型	(2) 伴走型支援事業
1. 申請書（別記第1号様式）	○	○	○
2. 収支予算書（別紙様式1）	○	○	○
3. 調査票（別紙様式2）	○	○	○
4. 事業計画書（別紙様式3）	○	○	○
5. 課題解決提案書（別紙様式4）	×	×	○
6. 後年事業計画書（別紙様式5）	×	×	○
7. 規約・定款（任意様式）	○	○	○
8. 会員名簿（任意様式）	○	○	○
9. チェックリスト①（別紙様式6）	○	○	○
10. 講師経歴（任意様式）	×	○	×

6. 審査・助成額について

(1) 活動支援事業

基礎要件（助成対象となる文化団体であるか、助成対象外となる事業・経費でないか）を申請書類や聞き取り等にて審査し、基礎要件を満たす場合は、助成限度額に一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成額を決定します。詳細は、各メニューの説明ページ（P.8～13）をご確認ください。

(2) 伴走型支援事業

アドバイザーボード（外部有識者等）を交えた助成金認定審査会において、各審査項目の総合評価にて審査します。

活動支援事業に比べ、より精査された事業計画や事業の必要性・妥当性の説明が求められます。

詳細は、P.15をご確認ください。

7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

助成の申請をした事業の内容（実施日、会場、事業内容等）に変更が生じた場合、及び助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合は、事業実施前に「変更承認申請書」（第3号様式）の提出が必要です。事業費が減額となった場合は、再審査を行い、「交付決定額変更」を通知します。

助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、「中止（廃止・助成辞退）承認申請書」（第5号様式）の提出が必要となります。これらの場合には、当財団へご相談ください。

8. 実績報告書の提出について

事業終了後1か月以内または令和8年2月5日のいずれか早い日まで※¹に、事業の実績を報告してください。必要な提出書類は次のとおりです。（「○」の書類を提出してください。）

助成メニュー 必要書類	(1-1)、(1-2) 活動支援事業公演型・展示型 【一般・青少年】【障がい者・広域団体】	(1-3) 活動支援育成型事業	(2) 伴走型支援事業
1. 実績報告書（別記第7号様式）	○	○	○
2. 収支決算書（別紙様式4）	○	○	○
3. 事業概要報告書（別紙様式5）	○	○	○
4. 領収書の写し及び明細書（任意様式）	○	○	○
5. 助成対象経費領収書整理一覧表	△	×	○
6. チェックリスト②（別紙様式7）	○	○	○
7. チラシ・プログラム等※ ²	○	○	○
8. 写真等	▲	▲	○
9. アンケート集計結果	×	×	○

△活動支援事業公演型・展示型のうち、障がい者及び広域団体の区分については必要。

▲原則提出は任意ですが、内容によっては提出を求める場合があります。

※¹ 実績報告書の提出期限までに提出ができない場合は、その提出期限までに、遅延理由、遅延後の提出予定日を記載した遅延理由書（任意様式）を提出してください。

提出がない場合は、「岐阜県文化支援助成金交付決定取消通知書兼返還命令書」（別記第11号様式）を送付して助成金の交付決定を取り消します。

※² チラシ、プログラム等は、助成事業であることが明記されていることを確認できるものとします。

9. 額の確定について

実績報告書提出後、書類を審査し、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定し、「岐阜県文化支援助成金確定通知書」（別記第8号様式）及び「岐阜県文化支援助成金交付請求書」（別記9号様式）を送付します。

申請時の予算書の予算から助成対象経費が減少した場合、助成金が減額となる場合があります。

10. 助成金の支払いについて

「岐阜県文化支援助成金交付請求書」に必要事項を記入して提出してください。

請求書には、指定振込先金融機関の口座名義の分かる部分（表紙及び見開きページ）のコピーを添付してください。

指定振込口座は、必ず交付団体名が入った口座としてください。（個人名義の口座は原則不可。）

11. 会計書類の保存について

採択された事業について、助成対象事業に関する経費の会計書類、帳簿等を事業終了の翌年度から5年間保存してください。

12. 立ち入り調査又は報告について

事業の実施状況及び会計処理状況について立ち入り調査を行うこと、又は報告を求めることがありますので、その場合はご対応いただく必要があります。

13. 交付決定の取消し、助成金の返還について

「岐阜県文化支援助成金交付要綱」及び本「募集要項」に記載している内容や交付条件を遵守しない場合、虚偽の実績報告書を提出するなど、不正に助成金を受給する意思や受給した事実が明らかとなった場合などは、助成金交付決定の取消し（既に助成金が支払われていた場合には、助成金の返還請求）を行います。

助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還請求を受けた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければなりません。

助成金の返還請求を受け、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければなりません。

14. 助成金手続きの流れ

申 請 団 体		(公財)岐阜県教育文化財団
① 申請書 (別記第1号様式等)提出 5月7日(水)締切り (郵送の場合は、当日消印有効)	→	
	←	②採択・不採択の通知 (7月中旬頃に送付予定)★
■事業内容に変更があった場合 事業の変更承認申請書(別記第3号様式)提出 ※事業内容に変更等があった場合は、必ず提出してください。	→	
	←	変更承認の通知 交付額変更の通知
■事業を中止等した場合 事業の中止(廃止・助成辞退)承認申請書(別記第5号様式)提出 ※事業を取りやめる場合または収入が支出を上回った場合は必ず提出してください。	→	
	←	中止(廃止・辞退)承認書
■概算払を請求する場合 ※活動支援事業公演型・展示型【障がい者・広域団体】、伴走型支援事業のみ概算払可 概算払請求書(別記第10号様式)提出	→	
	←	概算にて助成金の支払
③ 実績報告書 (別記第7号様式等)提出 (事業終了後1か月以内、または令和8年2月5日のいずれか早い日)	→	
	←	④確定額の算出、助成額確定の通知 ※「助成金交付請求書」も併せて送付
⑤ 交付請求書 (別記第9号様式)の提出 (確定通知書受領後、速やかに提出)	→	
	←	⑥助成金の支払い ※原則、請求書受理後、15日以内に指定の口座へ当財団から振り込みます。

★伴走型支援事業の場合、交付決定時にアドバイザーボードの助言等を付して通知します。また、事業実施まで適宜相談対応や助言等を行います。

15. 各助成メニューの説明

(1-1) 活動支援事業公演型・展示型【一般・青少年】 (旧総合文化活動事業)

ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体の会員が、日頃の成果発表として出演、出展するために、県内の公立文化施設で行う、公演、展示等の文化活動に対して、会場使用料等の一部を助成します。

○助成対象期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月1日（日）

イ. 助成対象となる文化団体

- (1) 一般：県内の一般の方が自主的に活動している団体で、P. 2 の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。
- (2) 青少年：県の文化活動の将来の担い手となる青少年が主体となって活動する団体で、P. 2 の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

※青少年とは、小・中・高生、大学・専門学校の学生、または概ね22歳以下の者を対象とします。

ウ. 助成対象経費・助成額

【助成対象経費】

会場使用料、附属設備等使用料、光熱費（冷暖房費等）の経費の一部を助成します。

（会場使用料、附属設備等使用料は、前日仕込み、リハーサル（前日または当日に限る）、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するもので、本番と同一会場である場合を対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。また、照明操作、舞台設営等の人件費及びピアノ調律料は対象外です。）

(1) 助成額の考え方

下記①～④のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

① 下記事業の助成上限額

一般・公演型：上限20万円	一般・展示型：上限10万円
青少年・公演型：上限40万円	青少年・展示型：上限20万円

② (総事業費)－(収入)の差

③ 対象経費（上記「ウ. 助成対象経費・助成額」の【助成対象経費】参照）

④ 申請額

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

(2) 会費の考え方

会費とは、(1)②の収入や当財団の助成金だけでは事業遂行に支障がある場合、会の通常経費から補填する金額を指します。新たに会員から徴収する出品料・出演料も、会費としてください。

会員外から出演料・出品料を徴収する場合は、(1)②の収入に含まれます。(収支予算書で、項目を分けてください。)

エ. 助成対象外となる事業

P. 3 の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

オ. 申請に必要な書類

P. 3 の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4 の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり。

事業の内容(実施日、会場、事業内容等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

キ. 実績報告について

P. 5 の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び使用料の明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

ク. 額の確定について

P. 5 の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

ケ. その他

青少年の活動育成を除く一般団体ごとの継続事業については、3年を目安に見直しをします。

(1-2) 活動支援事業公演型・展示型【障がい者・広域団体】 (旧障がい者支援文化活動事業、旧県民文化振興事業)

ア. 助成対象となる事業

県内の会館・ホール等で行う公演、展示等の文化活動に対して、事業に要する経費の一部を助成します。

○助成対象期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月1日（日）

イ. 助成対象となる文化団体

- (1) 障がい者： 障がい者の方々の参加を目的として活動している団体で、P.2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。
- (2) 広域団体： 当該分野を総合的に統括している県域団体で、P.2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

ウ. 助成対象経費・助成額

【助成対象経費】

項 目 名	細 目 名 例 示
謝金	客演者等出演料、講師等謝金、指導謝金、賞金等
旅費・宿泊費	旅費、宿泊費等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、教材費等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、楽譜料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料、光熱水費（冷暖房費等） 注）
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
通信運搬費	通信費、展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、入場券、図録、機関誌（団体機関誌を除く）等印刷費
配信費	写真撮影費、動画撮影費、録音費、編集料、配信に係る経費等 ※主催団体の記録のみを目的とする場合は対象外とし、事業期間内に発信を実施する場合は対象とする。
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

① 飲食費（弁当代含む）、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

② 団体運営のための経常的経費（施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む）

注）会場費は、公演・展示等の当日及び前日仕込み・リハーサル、翌日の撤収を同一の会場で行う場合に限り、前々日以前のリハーサル、リハーサル以外の練習、打合せ等の会場使用料は含みません。

(1) 助成額の考え方

下記①～④のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

①下記事業の助成上限額

障がい者・公演型：上限40万円

障がい者・展示型：上限20万円

広域団体・公演型：上限60万円

広域団体・展示型：上限30万円

②(総事業費)－(収入)の差

③対象経費(上記「ア.助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

④申請額

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

(2)会費の考え方

会費とは、(1)②の収入や当財団の助成金だけでは事業遂行に支障がある場合、会の通常経費から補填する金額を指します。新たに会員から徴収する出品料・出演料も、会費としてください。

会員外から出演料・出品料を徴収する場合は、(1)②の収入に含まれます。(収支予算書で、項目を分けてください。)

エ.助成対象外となる事業

P.3の「3.助成対象外となる事業」のとおり。

また、広域団体については、教室等が行う稽古事、習い事等のおさらい会、発表会は助成対象外です。

オ.申請に必要な書類

P.3の「5.申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

カ.事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P.4の「7.事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

キ.実績報告について

P.5の「8.実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

また、「助成対象経費領収書整理一覧表」(別紙様式4関係)を必ず添付してください。

ク.額の確定について

P.5の「9.額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

ケ.助成金の支払いについて

P.5の「10.助成金の支払いについて」のとおり。

また、この事業については、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部を概算払いする

ことができます。

概算払を受ける場合は、「助成金概算払請求書」（別記第10号様式）により請求してください。

概算払できる金額は、1回につき助成金交付決定額の4割までとし、事業完了前に8割まで請求できます。

コ.その他

継続事業については、5年を目安に見直しをします。

(1-3) 活動支援事業育成型 (旧伝統文化後継者育成事業、旧実演芸術青少年育成事業)

ア. 助成対象となる事業

後継者育成・継承を図るため、県内の文化団体が後継者育成及び技能保持者の人材確保のために実施する研修事業に要する経費の一部を助成します。

○助成対象期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月1日（日）

イ. 助成対象となる文化団体

- (1) 伝統文化：箏曲、尺八、三弦、横笛、雅楽、新内、小唄、長唄、清元、日本舞踊、和太鼓など、伝統文化を保存・育成する岐阜県内の団体で、P. 2 の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。
なお、「岐阜県無形民俗文化財伝承事業費補助金（文楽・能伝承教室、地歌舞伎伝承教室（地方伝承教室、立方伝承教室、親子歌舞伎教室、衣裳・道具方伝承教室）、獅子芝居伝承教室）」の交付決定を受けた団体は対象となりません。
- (2) 実演芸術青少年：実演芸術（音楽、演劇、舞踊。伝統芸能を除く。）文化団体かつ青少年が主体となって活動する団体で、P. 2 の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

ウ. 助成対象経費・助成額

【助成対象経費】

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費（冷暖房費等）、楽器借料、楽譜料の一部を助成します。

※講師謝金及び講師旅費は、外部講師を招聘する場合のみ助成の対象となります。会員（所属団体の構成員を含む）が講師である場合は対象経費となりません。

※会場使用料、附属設備等使用料は、研修を実施する日のみ助成の対象となります。打合せ等の会場使用料は含みません。

助成額の考え方

下記①～④のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

①助成上限額 20万円

②（総事業費）－（収入）の差

③対象経費（上記「ウ.助成対象経費・助成額」の【助成対象経費】参照）

④申請額

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

エ. 助成対象外となる事業

P. 3 の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

オ. 申請に必要な書類

P. 3 の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

⑧講師経歴（任意様式）を忘れず添付してください。

カ. 事業内容の変更、中止、辞退について

P. 5 の「8. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容（実施日、会場、事業内容等）に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割

以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

キ.実績報告について

P.5の「9.実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細（領収書に記載されている場合は不要）を必ず添付してください。

ク.額の確定について

P.5の「10.額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

ケ.その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

(2) 伴走型支援事業

ア.助成対象となる事業

地域文化や資源を活かした創造的な活動により地域や社会的な課題解決に資する可能性がある文化事業。

地域や社会的な課題を提示し、その課題を申請事業を通じてどのように解決に導くか提案いただく必要があります。申請には、活動支援事業と比べ、より精査された事業計画と必要性・妥当性等の説明が求められます。

助成対象となる事業例

- ・地域文化や資源を活かした活動
- ・教育、福祉等他分野と連携した活動
- ・次代の担い手育成につながる活動

※地域や社会的な課題解決に資するような事業内容である必要があります。

○対象期間：令和7年9月1日（月）から令和8年2月1日（日）

※ただし、事業実施時期が上記期間から外れる特段の理由があると認定審査会で認められた場合は、この限りではありません。

イ.助成対象となる文化団体

P.2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

ウ.助成対象経費・助成額

【助成対象経費】

項 目 名	細 目 名 例 示
謝金	客演者等出演料、講師等謝金、指導謝金、賞金等
旅費・宿泊費	旅費、宿泊費等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、教材費等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、楽譜料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料、光熱水費（冷暖房費等） 注）
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
通信運搬費	通信費、展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、入場券、図録、機関誌（団体機関誌を除く）等印刷費
配信費	写真撮影費、動画撮影費、録音費、編集料、配信に係る経費等 ※主催団体の記録のみを目的とする場合は対象外とし、事業期間内に発信を実施する場合は対象とする。
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

①飲食費（弁当代含む）、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

②団体運営のための経常的経費（施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む）

注）会場費は、公演・展示等の当日及び前日仕込み・リハーサル、翌日の撤収を同一の会場で行う場合に限り、前々日以前のリハーサル、リハーサル以外の練習、打合せ等の会場使用料は含みません。

助成額の考え方

①事業の助成上限額

○上限額200万円、助成率2/3以内・・・上位3件程度

○上限額100万円、助成率1/2以内・・・5件程度

②（総事業費）－（収入）の差

③対象経費

④申請額

上記①～④のもっとも小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成額を決定します。

エ.審査

アドバイザリーボード（外部有識者等）を交えた助成金認定審査会において、申請書類を基に下記の観点による総合評価にて審査します。

※申請されたすべての団体が交付決定されるとは限りません。（交付決定数は8件程度を想定。）

※申請額より減額となる可能性があります。減額となった場合でも、実施可能な事業計画としてください。

【審査のポイント】

①実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。

②創造性：地域文化や資源を活用した事業により、地域や社会的な課題解決に資する可能性があるか。

③発展性：文化芸術活動の持続的発展が見込まれるか。

④波及性：事業内容が分野横断的であり、他団体や他地域への波及や多様な参加者が見込まれる事業であるか。

オ.相談体制

採択事業については、アドバイザリーボードによる助言等を付したうえ交付決定の通知を行います。助言等を助成事業に反映していただき、事業のブラッシュアップを図って下さい。

また、事業実施までの間、アドバイザリーボードやプログラムオフィサー（財団職員）による助言等を適宜行います。

なお、財団職員等による実施事業の視察調査を行いますので、公演等を行う場合は、必ず案内状を送付してください。

カ.助成対象外となる事業

P.3の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

また、申請団体が日常的、定期的に行っている事業（定期演奏会等）は対象となりません。

キ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P.5の「8. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容（実施日、会場、事業内容等）に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

ク. 実績報告について

P.5の「9. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

○対象経費の領収書のコピー及び明細（領収書に記載されている場合は不要）を必ず添付してください。

また、「助成対象経費領収書整理一覧表」（別紙様式4関係）を必ず添付してください。

○来場者（参加者）アンケートと会員アンケートの2種類のアンケートを実施し、その集計結果を提出してください。来場者（参加者）アンケートは、次の項目を必ず入れて実施し、会員アンケートは、様式集 P.24 に添付の様式にて実施してください。※アンケートの実施方法（紙媒体、電子媒体）は任意です。

来場者（参加者）アンケート必須項目 ※詳細は、様式集 P.23 のサンプルをご確認ください。

- ・属性【性別、年齢、居住地（県内の場合、市町村名・県外の場合、県名）】
- ・事業を知った手段【ポスター・チラシ、ホームページ、SNS、知人・友人、家族、その他】
- ・事業の満足度【大変良かった、良かった、どちらでもない、あまり良くなかった、良くなかった】

ケ. 額の確定について

P.5の「10. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

コ. 助成金の支払いについて

P.5の「11. 助成金の支払いについて」のとおり。

また、この事業については、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部を概算払いすることができます。

概算払を受ける場合は、「助成金概算払請求書」（別記第10号様式）により請求してください。

概算払できる金額は、1回につき助成金交付決定額の4割までとし、事業完了前に8割まで請求できます。

サ. その他

継続事業については、3年を超えて申請することはできません。また、前年度実績が審査にも影響します。

16. 提出書類の記入例

記入例

別記 第1号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人岐阜県教育文化財団
理 事 長 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇
(住 所) 〇〇市〇〇町123-45
(団体等名) 〇〇〇〇会
(代表者役職名) 会長
(代表者氏名) 文化 太郎 印
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和7年度岐阜県文化支援助成金交付申請書

下記のとおり岐阜県文化支援助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

区 分	内 容
1 申請するメニュー ※希望するメニュー の□欄に必ずチ ェックしてください 。	☐ (1-1)活動支援事業公演型 ☐ 一般 ☐ 青少年 ☐ 障がい者 ☐ 広域団体 ☐ (1-2)活動支援事業展示型 ☐ 一般 ☐ 青少年 ☐ 障がい者 ☐ 広域団体 ☐ (1-3)活動支援事業育成型 ☐ (2)伴走型支援事業
2 実施事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
3 主 催 者	〇〇〇〇会
4 開 催 日	令和〇〇年〇月〇〇日(曜日)～令和 年 月 日()
5 開催場所	△〇会館
6 事業内容 (参加見込人員)	〇〇について日頃の練習の成果を発表する。 関係者(〇〇〇人) 入場者(〇〇人)
7 助成申請額	200 千円(総事業費 1,100 千円)
8 HP掲載希望 (いずれかに○)	申請事業が交付決定された場合、イベント情報としてのアーツ・クリ エイションぎふHPへの掲載について※ 希望する ・希望しない ※「希望する」を選択した場合、情報提供に同意したものとみなします。 ※掲載情報は、団体名、事業名、実施日時、実施会場、入場料の有無を予定しています。

←必ず記載してください。

←代表者の住所、氏名、団体
名をご記入のうえ、押印し
てください。代表者個人の
印でも、団体の印でも結構
です。事務局長や部会長な
どは代表者ではありません。

←希望するメニューひとつの□
欄にチェック。

注) 複数のメニューは選択
できません。

←事業名称を記入

←主催団体名を記入

←事業の開催年月日を記入

←事業の開催場所を記入

←事業内容について、簡潔に
ご記入ください。

←助成項目ごとの助成限度額
を参照のうえ、希望申請額を
必ずご記入ください。収支
予算書と同額となります。

←いずれかに○
希望しない場合でも、交付決
定した場合は、団体名は公表
されます。

収 支 予 算 書

※申請事業の予算書であり、団体全体の予算書ではありません！

1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	備 考
出演料、出品料(会員外)	100,000	単価×人数
チケット代、入場料	300,000	券種の明細
他の補助金、助成金	200,000	補助金等名称 【岐阜市民芸術文化・スポーツ基金】 担当課・連絡先 【岐阜市生涯学習センター文化振興係 ／TEL:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇】
広 告 費	100,000	
会 費	200,000	
岐阜県教育文化財団助成金	200,000	
計	1,100,000	

収入の部には、対象となる事業の収入となると予想されるものを、すべて記入してください。

←会員からの徴収は除く。

←当財団以外からの補助金等について、予定があれば記入。正確な補助金等名称と担当課・連絡先を記載してください。(重複受給できない可能性があります。)

←会の通常経費からの補填、及び会員からの臨時徴収の額を記入。

←申請書に記入した、助成申請額を必ず記入。

←支出の部の計と同額になります。

2 支出の部

単位:円

項 目	予 算 額	備 考
会 場 費	300,000	会場使用料 270,000円 練習会場 30,000円
出演者・講師等謝金	200,000	
プログラム印刷費	200,000	
会 議 費	100,000	
食 料 費	100,000	
事 務 費	100,000	
通 信 費	100,000	
計	1,100,000	

支出の部には、対象となる事業の支出となると予想されるものをすべてあげてください。

←会場費には、ホール等の使用料の他冷暖房費、備品使用料、リハーサル時の使用料を含みます(ピアノ調律代、照明及び舞台設営の人員費は含みません)。対象となる経費を明らかにしてください。

← 収入の部の計と同額になります。

(注意)「収入の部」の計と「支出の部」の計は一致させてください。

団体調査票

下記の事項について簡潔に記載してください。

団体名 ○○会	会員数 35人
---------	---------

1 貴団体のプロフィール(結成年、設立経緯、活動目的など)

昭和60年設立。△△の卒業生や☆☆サークルの参加者が、合同して××公演を行ったことを契機に、両者が合体して一緒に活動するために設立した。

その後、公演に参加して下さった一般の方も会員に加わり、現在に至る。

△△市及び周辺に在住、在勤する者が、日頃の演奏活動を通じて懇親を深めるとともに、市民に自分たちの演奏を聴いてもらうことを目的とする。

2 貴団体の普段の活動状況(通常の活動内容、活動場所、活動の頻度)

毎週土曜日、△公民館で練習。

偶数月の第3日曜日に、施設等で慰問演奏。

年に1回、△○会館でコンサート。

3 貴団体のこれまでの活動実績

設立以来毎年コンサートを行っている。今年で第●回目を迎える。

また、3年に1回、市の友好都市×○市へ訪問公演も行っている。

毎月行っている慰問公演では、平成15年に△△市から感謝状を受けた。

4 貴団体の収支状況(主な収入源、会費の金額など)

毎月3,000円の会費、及びコンサート時に5,000円を徴収する。

5 郵便物の送付先・問い合わせ先

本助成金について、こちらからの問い合わせに対応できる方の情報を記入してください。

フリガナ	やぶた いちろう
①担当者名(役職名)	(会 計) 藪田 一郎
②担当者住所	〒500 - 8384 岐阜市藪田南5-14-53
③連絡先	電話番号 (058) 277 - 1139 FAX番号 (058) 277 - 1140 携帯電話 (090) 111 - 1111 電子メールアドレス yabuta@abc.co.jp
④連絡がとりやすい時間帯	朝8:30～夕方5:30
⑤SNSアカウント ()内にアカウント名を記載。	Facebook (), X (@gifu_×××) Instagram (@gifu_×××)、その他 (YouTube @gifu_×××)

事 実 施 計 画 書

事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
実施日時	令和7年8月11日(月・祝)
実施会場	OKB ふれあい会館 サラマンカホール
参加者予定数 (受講者予定数)	関係者(出演・出展者、会員、スタッフ) 50人 入場者(関係者を除く) 300人
入場料の有無	チケット代 当日1,500円、前売り1,000円、高校生以下300円
広報計画	団体 SNS アカウントにて広報、文化施設へのチラシ・ポスター配架、地元情報誌への掲載、新聞社への投げ込み
後援・協賛団体等	後援:岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜市、岐阜市教育委員会 協賛:地元企業(予定)
講師肩書き・氏名 ※育成型のみ記載	
事業の概要	(1)目的 地域での音楽活動の普及を図るとともに、地域の皆さんに日頃接する機会の少ない音楽を鑑賞していただく。 (2)内容 演奏予定曲 山× ☆二郎 作曲 幻想組曲「薮田」 J. T. バッハ 作曲 弦楽五重奏曲「エンクウ」 ヘルベルト・シュトラウス 作曲 尺八協奏曲「織部」 (3)特色及び事業効果 ※広域団体のみ記載

事 実 施 計 画 書

事業名	第〇〇回 〇〇作品展
実施日時	令和7年9月22日(月)から令和7年9月28日(日)まで
実施会場	岐阜県美術館 展示室4(B室)
参加者予定数 (受講者予定数)	関係者(出演・出展者、会員、スタッフ) 20人 入場者(関係者を除く) 200人
入場料の有無	無
広報計画	団体 SNS アカウントにて広報、文化施設へのチラシ・ポスター配架、地元情報誌への掲載、新聞社への投げ込み
後援・協賛団体等	後援:岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜市、岐阜市教育委員会 協賛:地元企業(予定)
講師肩書き・氏名 ※育成型のみ記載	
事業の概要	(1)目的 作品展に向け会員が自分の作品に向き合うことにより会員の技術の向上を図るとともに、多方面からの来場者に広く洋画の魅力を知っていただき、普及させることを目的とする。 (2)内容 日頃の活動により制作した各会員の洋画作品50点あまりを展示する。 (3)特色及び事業効果 ※広域団体のみ記載

事 実 施 計 画 書

事業名	三絃後継者育成研修会
実施日時	令和7年8月1日(金)、8日(金)、22日(金)、29日(金)、30日(土)
実施会場	△☆公民館集会室
参加者予定数 (受講者予定数)	関係者(出演・出展者、会員、スタッフ) 11人 受講者(関係者を除く) 20人(小中学生)
入場料の有無	無
広報計画	小中学校に周知依頼、地域の回覧板への挟み込み、団体 SNS アカウントにて広報
後援・協賛団体等	後援:岐阜市教育委員会 協賛:地元企業(予定)
講師肩書き・氏名 ※育成型のみ記載	山月流師範・吉田 織部丞
事業の概要	(1)目的 三絃の後継者育成を目的とし、地域の小中学生を対象に研修会を開催する。 また、併せて会員の技術向上・継承を目的とし、上級者向けコースも開催する。 (2)内容 夏休み期間を利用し、8月の毎週金曜日に開催。 ○初心者コース:午後2時～3時半 主に小中学生を対象とし、基礎から丁寧に師範による指導を受ける。また、会員も研修の補助に入り、小中学生との交流を図る。 最終日30日(土)には、保護者の見学も促し、研修の様子と成果を見てもらう機会とする。 ○上級者コース: 午後4時～5時半 主に会員の技術向上及び継承を目的とし開催。 (3)特色及び事業効果 ※広域団体のみ記載

事 実 施 計 画 書

事業名	ママ・パパ応援パーカッションコンサート
実施日時	令和7年10月3日(金) 10:00~11:00 令和7年10月4日(土) 10:00~11:00 令和7年11月3日(月・祝) 10:00~11:00、14:00~15:00
実施会場	令和7年10月3日、4日 村国座(各務原市) 令和7年11月3日 各務原市民公園、学びの森
参加者予定数 (受講者予定数)	関係者(出演・出展者、会員、スタッフ) 出演者10名、スタッフ10名 受講者(関係者を除く) 160人(各回親子40組程度を想定)
入場料の有無	無
広報計画	・各務原市、岐阜市の児童館・関係課へのチラシ・ポスター配付 ・会場周辺地域の回覧版への折込み ・地域情報誌への掲載 ・団体 SNS を活用した広報
後援・協賛団体等	後援(予定):岐阜県、岐阜県教育委員会、各務原市、岐阜市、 (公財)岐阜県教育文化財団 協賛(予定):地元企業
講師肩書き・氏名 ※育成型のみ記載	
事業の概要	(1)目的 赤ちゃんを連れてのお出かけはハードルがいくつもある。ましてやコンサートとなっ てはなおさら。赤ちゃん連れでも気軽に参加でき、音楽を通じて家族以外の大人とコ ミュニケーションを取ることのできる場を提供することで、産後の孤立を予防する とともに、子育て世代の芸術文化への参加を促すことを目的とする。 (2)内容 子育て世代が赤ちゃんと一緒に気軽に参加できるコンサートを開催する。 マリンバやボンゴ等打楽器の他、茶碗やお菓子の箱等日用品を活用した演奏を 行ったり、手拍子参加でともに演目を創り上げたり、パーカッション音楽の魅力を 体感していただく。 10月は、各務原市にある国重要有形民俗文化財「村国座」を会場とし、11月は、 各務原市民公園・学びの森一帯で開催される「〇〇マルシェ」と同時開催とする。 (3)特色 会場として固定席のない芝居小屋や公園を活用することで、赤ちゃんや小さな子 どもは自由に横になることができ、ママ・パパの負担が軽減され、コンサートをより 楽しむことができる。 コンサートに参加型要素を取り入れることで、孤立しがちな産後ママもリフレッシュ できる機会となり、また、パーカッション音楽をより身近に感じていただくことが できる。

課題解決提案書

1. 地域・社会的な課題について芸術文化(申請事業)を活用してどのように解決しようと考えますか。具体的に記載してください。
(1) 地域・社会が抱える課題
産後ママの孤立により産後うつや育児の悩みを一人で抱えてしまう問題が全国的に問題となっている。妊娠、出産、産後の期間に不安や負担を抱えている方は●～●割程度いるとの調査結果があり、そのうち「孤独だと感じる」と回答した方は約●割と決して無視できない数字と考える。(出典: ☆△□リサーチ&コンサルティング「○×△に関する調査研究」(2024)) また、独自に各務原市の児童館を利用するママに産後の悩みに関するアンケートを実施したところ、「妊娠中や産後に孤独や寂しいと感じたことがありますか」という問いに対して、「とてもよく感じる／感じたことがある」・「感じる／感じたことがある」と答えた方は、全体の●●%に及んだ。(アンケート回答数: ●●件) 産後ママの孤立が、産後うつへと繋がってしまう可能性は看過できない。地域として、対策を検討すべきと考える。
(2) 課題解決へのアプローチ方法
音楽にもともとあまり興味のない人や触れる機会が少ない人にとっては、「赤ちゃんも一緒に行けるならちょっと行ってみよう」、そんな気軽さが必要だと考える。そのために、今回は次の手法で企画した。 (1) 赤ちゃんや小さな子どもが泣いても騒いでも OK! 一緒に参加しよう 多くのコンサートでは、長時間静かにしていることが求められ、場合によっては年齢制限があるなど、子育て世代にとって参加しにくいものとなっている。 本事業で実施するコンサートは、「泣いても騒いでも OK!」ということを予め周知し、赤ちゃん・子どもと一緒に参加しやすいものとする。 (2) 赤ちゃんや小さな子どもが寝転がることのできる客席 赤ちゃんや小さな子どもは自由に横になることができる会場とすることで、ママ・パパの負担を軽減。 (3) 保育士がいるので安心して楽しめる ママ・パパが一人で2人以上の子どもの世話をするのは大変。コンサート会場に保育士を配置することで、ママ・パパのどちらかだけでも参加しやすくする。 (4) プレママ・パパ也大歓迎 妊娠中も悩みは尽きないもの。地域で赤ちゃんと一緒に楽しめるイベントがあると知っていただき、また赤ちゃんと一緒に参加したいと思っていただくことで、次年度以降の来場者の確保を目指す。
3. 実現性
事業実施に向けて行っている準備状況と今後のスケジュール、予算計画を記載してください。
(1) 準備状況
・会場利用について市へ相談済み。(現状空きあり、事業内容について使用上問題なし。) ・地元企業への協賛依頼中。 ・クラウドファンディング検討中。

(2)今後のスケジュール	
時期(年月日)	内 容
毎週木曜夜 交付決定後すぐに	練習 会場予約確定 場合によっては、クラウドファンディング開始 企業協賛依頼継続
7月下旬頃～	広報開始
8月上旬頃	演目確定
9月中旬頃	プログラム校了(紙媒体の配布はせず、電子媒体と会場内掲示の予定。)
10月、11月	コンサート開催
(3)予算計画 申請事業が採択されても減額となった場合、事業が実施できる体制を確保できますか。自己資金の調達方法や規模を縮小して実施する場合の計画について記載してください。	
減額となった場合でも、地元企業への協賛を多くいただく、また、クラウドファンディングを活用するなどして、同規模にて開催を検討している。	
4. 創造性 独自で工夫した点や既存の事業との違い、地域文化や資源の活用状況などを記載してください。 コンサートは、通常ホール等で行うことが多いが、ホールの固定席は制約が多く、赤ちゃんや小さな子ども連れには不向きである。そこで、固定席のないフラットな空間として利用できる芝居小屋や公園を活用することとした。今回活用する各務原市の「村国座」は、国の重要有形民俗文化財に指定されており、現在もお地歌舞伎の舞台として使用されている現役の施設である。伝統芸能の舞台を他分野の公演でも活用することで、普段伝統芸能に触れる機会が少ない方にとっても地域文化や伝統芸能へ興味を持っていただくきっかけにもなると考えた。 また、11月は各務原市民公園・学びの森一帯で開催される「〇〇マルシェ」(想定来場者数3万人)と同時開催とし、連携したPRを行い、より多様な方に気軽に参加していただく機会とする。	
5. 波及性 事業を実施することでどのような効果が得られると考えますか。	
(1)地域・社会への効果 産後に孤立しがちなママが、家族以外の大人や同じ境遇の方と出会うきっかけとなり、リフレッシュする機会となる。産後うつ予防や社会復帰への一助となり得る。	
(2)芸術文化への効果 「赤ちゃんも一緒に参加できるなら」、「同じような人もたくさんいるなら」といったきっかけで気軽に芸術文化へ触れていただくことで、子育て世代への芸術文化の普及へつながる。親に芸術文化へ興味を持ってもらうことは、将来的には、子どもが芸術文化へ触れる機会につながると考える。 音楽だけでなく、他分野団体が、伝統芸能やアート作品づくりにおいても同様の手法を用いることで、文化継承にもつながると期待する。	
(3)団体自身への効果 一般的なコンサートホールでの演奏活動では、もともと興味のある方に鑑賞いただくことが多い。本事業は、これまでターゲットとしていなかった人々がメインターゲットである。本事業を実施することによって自分たちの演奏で多様な人を楽しませることができる、パワーを与えることができるといった体験となり、会員自身へのやりがいや醸成されたと考える。	

後年度事業計画書

今年度を含めた3年間の事業計画を記載してください。
(1) 今年度事業完了時の達成目標 ・参加者を対象にアンケートによる満足度調査を実施。5段階評価で上位2段階までの評価で7割以上を目指す。併せて、改善すべき点を洗い出し、次年度以降の事業の参考とする。 ・事業趣旨に賛同する地元企業を増やし、次年度以降のコンサートへの協賛を取り付けるなど、地域全体として継続的に取り組める体制づくりを進める。
(2) 2年目の達成目標 ・1年目の出演者とは異なる分野の演者の参加を促す。多種多様なジャンルの芸術文化に触れる機会の創出を目指す。 ・国指定有形民俗文化財である村国座という場を活かすため、地元の地歌舞伎団体とのコラボレーション企画を実施する。子どもに地域の文化や地歌舞伎に興味を持ってもらう。
(3) 3年目の目指す姿 ・村国座でのコンサートを継続するとともに、1年目、2年目の成果をもとに、他地域でのコンサートを開催する。

岐阜県文化支援助成金 チェックリスト①（交付申請時）

下記項目にチェックのうえ、署名して提出してください。

確認項目	チェック欄
・ 営利を目的とする事業ではありません。	☒
・ 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業ではありません。	☒
・ 法令又は信義則・公序良俗に反する事業ではありません。	☒
・ 企業、職域団体等の団体内の活動事業ではありません。	☒
・ 個展、会員展、クラブ発表会等、特定の構成員のみによって行われ公開性を欠く事業ではありません。	☒
・ 対象経費について県（県が出資する財団法人等を含む）から重複して助成を受ける事業ではありません。	☒
・ 市町村（市町村が出資する財団法人等を含む）が実施する又は主催となる事業ではありません。	☒
・ 財団による現地調査、会計帳簿検査等に応じます。	☒
・ 以下（１）、（２）の規定（助成金交付条件等）を遵守します。 （１）公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金交付要綱 （２）公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金 募集要項	☒
・ 申請内容に虚偽はありません。	☒

上記事項について確認しました。

令和〇年〇月〇日

団体名 〇〇会

代表者名 薮田 一郎

※申請内容の審査の後、採択となった事業については、この交付決定通知書をお送りします。

参 考

別記 第2号様式（第5条関係）

公教文第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇会
会長 文 化 太 郎 様

公益財団法人岐阜県教育文化財団
理事長

令和〇年度岐阜県文化支援助成金の交付決定について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった標記助成金については、公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった下記事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

助成対象事業名

- 2 助成金の額は、次のとおりとする。ただし、助成対象事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成金の額等

助成決定額 円
支払方法 精算払い

- 3 交付の条件

上記の助成対象事業は、当該年度の以下(1)、(2)の規定に従わなければならない。

- (1) 公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金交付要綱
- (2) 公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金募集要項

※事業実績報告書は、事業終了後、速やかにご提出ください。

記入例

別記 第7号様式

令和〇年〇月〇〇日

←必ず記載してください。

公益財団法人岐阜県教育文化財団
理事長 様

※申請書(第1号様式)と同じ要領で記入してください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇
(住 所) 〇〇市〇〇町123-45
(団体等名) 〇〇〇〇楽団
(代表者役職名) 会長
(代表者名) 文化 太郎 印
(TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

岐阜県文化支援助成事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付け公教文第〇〇〇号の〇〇〇で助成金の交付の決定を受けた下記の事業について、実績を報告します。

←交付決定通知または変更通知の日付と番号を記入してください。

区 分	内 容
1 事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
2 主催者	〇〇〇〇楽団
3 開催日	令和〇〇年〇月〇〇日()～令和 年 月 日()
4 開催場所	〇KBふれあい会館サラマンカホール
5 参加人員実績	関係者(出演者、出品者、会員等) 〇〇〇人 入場者(関係者以外) 〇〇〇人

〈添付書類〉

- ☐ 収支決算書(別紙様式7)
- ☐ 事業概要報告書(別紙様式8)
- ☐ 助成対象経費領収書の写し及び明細書等
- ☐ チェックリスト②(別紙様式10)
- ☐ その他チラシ、プログラム、写真等の関係資料
- (以下、伴走支援型事業のみ提出。)
- ☐ 活動結果報告書(別紙様式9)
- ☐ アンケート集計結果、会員アンケート

- ←別紙の記入例を参考に作成してください。
※チケット代、入場料等の収入がある場合は、その額を証明する書類の写しを提出してください。
- ←事業結果の概要について記載したものを作成してください。
- ←会場使用料及び付帯設備の領収書など助成対象経費の領収書の写し及び明細書等(支払金額の内訳が記載された書類)を添付して提出してください。
- ←財団助成事業である旨等が明記されているかを確認するため、事業のパンフレット、チラシ等を添付してください。
- ←来場者(参加者)アンケートは集計結果を、会員アンケートは原本を提出してください。

収 支 決 算 書

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額A	決 算 額B	差引A－B	備 考
出演料、出品料	100,000	100,000	0	
チケット代、入場料	200,000	180,000	20,000	
他の補助金、助成金	200,000	200,000	0	補助金等名称 【岐阜市民芸術文化・スポーツ基金】 担当課・連絡先 【岐阜市生涯学習センター文化振興係 ／TEL:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇】
広 告 費	100,000	100,000	0	
会 費	100,000	100,000	0	
岐阜県教育文化財団助成金	200,000	150,000	50,000	
計	900,000	830,000	70,000	

収入の部には、対象となる事業の収入となったすべてのものをあげてください。

←チケット代、入場料等の収入がある場合は、その額を証明する書類の写しを提出してください。

←補助金等の正確な名称と担当課・連絡先を記載してください。(重複受給できない可能性があります。)

←交付決定された助成金額を記入してください。

←支出の部の計と同額になります。

↑ 予算額は、申請時の収支予算書の金額をそのまま記入してください。

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額A	決 算 額B	差引A－B	備 考
会 場 費	300,000	250,000	50,000	会場費 220,000円 練習会場費 30,000円
プログラム印刷代	200,000	250,000	△50,000	
会 議 費	100,000	80,000	20,000	
謝 金	100,000	80,000	20,000	
事 務 費	100,000	80,000	20,000	
通 信 費	100,000	90,000	10,000	
計	900,000	830,000	70,000	

支出の部には、対象となる事業の

支出になったすべてのものをあげ

てください。

←会場費となった、ホールの使用料、冷暖房費、備品使用料、リハール時の使用料等をご記入ください。

文化鑑賞事業以外の事業を申請された方は

助成対象経費の領収書の写し及び明細書等(支払金額の内訳を記載した書類)を添付してください。

←収入の部の計と同額になります。

領収書添付用紙

利用目的を必ず記載してください。

利用目的【ワークショップ用文具】

領 収 証	
2025年8月11日	
〇〇会 会長 岐阜三郎 様	申請者名の領収書としてください
金 8,552円	
(但し、消耗品代として 内訳レシート)	
〇〇文具 〇支店 岐阜市藪田南 2-1-1	☐ または ☐ 収入印紙(※記載された受取金額が5万円未満のもの等を除く)

<領収書内訳>

レシート 〇〇文具 〇支店	
岐阜市藪田南 2-1-1	
電話 ●●-××××	
2025年8月11日	
¥ 1095 × 5	5475 円
色画用紙 (50 枚入り)	
¥1150 × 2	2300 円
ボールペン(10 本入り)	
小計	7775 円
消費税 10%	777 円
合計	8552 円

5万円以上の支出による領収書には収入印紙を貼付のうえ、消印が押されていること。(電子帳簿保存法に基づく電子領収書を除く)

不明点は、所管税務署にお問い合わせください。

購入内容の詳細がわかるレシートなどを添付してください。

宛名や但し書きのない領収証、内訳(購入内容の詳細)、利用目的が不明な場合は、対象となりません。

岐阜県文化支援助成金 チェックリスト②（実績報告時）

下記項目にチェックのうえ、署名して提出してください。

（実績報告書提出前に確認する項目）

確認項目	チェック欄
・ 収支決算書（別紙様式 4）に記載したほか、当事業に関する収入はありません。	☒
・ 以下（１）、（２）の規定（助成金交付条件等）を遵守し、事業を実施しました。 （１）公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金交付要綱 （２）公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金募集要項	☒
・ 報告内容に虚偽はありません。	☒

上記事項について確認しました。

令和○年○月○日

団体名 ○○会

代表者名 藪田 一郎

※事業実績報告書提出後、審査し、この確定通知書をお送りします。

参 考

別記 第8号様式

公教文第〇〇〇号
令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇楽団
代表 文 化 太 郎 様

公益財団法人岐阜県教育文化財団
理事長

岐阜県文化支援助成金確定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった下記の助成事業については、次のとおり助成金額を確定します。

については、別添の「助成金交付請求書」に必要事項を記入のうえ、振込先預金通帳（表紙及び見開きページ）の写しを併せて提出してください。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 助成対象事業名 | 第〇〇回〇〇〇定期演奏会 |
| 2 助成金の確定額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 ← 助成対象となる経費が減少した場合、助成金額が減少する場合があります。 |

※実績報告書の提出期限までに提出がない場合、または、その提出期限までに遅延理由書（任意様式）の提出がない場合、その他不正に助成金を受給したことが明らかとなった場合などは、この助成金交付決定取消通知書を送付して助成金の交付決定を取り消します。

参 考

別記 第11号様式(第14条関係)

公教文第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人岐阜県教育文化財団

理事長

岐阜県文化支援助成金交付決定取消通知書兼返還命令書

令和 年 月 日付け公教文第 号で通知した標記助成金の交付決定について、
公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金交付要綱第14条の規定に基づき
取り消し新たな交付決定額を通知します。
これに基づき、既に交付を受けている助成金を下記のとおり返還してください。

記

助成年度 年度

助成金の名称

交付決定済額 円

取消後交付決定額 円

取消理由

助成金の返還

返還金額 円

返還期限 令和 年 月 日